

新型コロナウイルス関連情報

税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

対象となる地方税

2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する市県民税・固定資産税・軽自動車税などすべての税目

対象者

次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

(1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
(2) 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

猶予期間

納期限から最大1年

提出書類

徴収猶予申請書、収入状況が示された資料など（売上帳、出納簿、通帳のコピーなど）

申請方法

各納期限までに提出書類を郵送、または持参してください。

問・(市)税務課
・(市)債権管理課

税の減免

次の項目において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、減免を受けることができます。適用には条件がありますので問い合わせてください。

固定資産税の特例措置

中小事業者が所有する償却資産や事業用家屋

厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産や事業用家屋に関する固定資産税と都市計画税の課税標準額を次のとおり軽減します。

売上高の減少率※	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

※2月～10月までの任意の3か月間と、前年の同期間を比較

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業を支援するために、固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加えます。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に

国民年金保険料の免除

令和2年5月から新型コロナウイルスの影響により国民年金保険料の納付が困難になった場合の特例免除申請手続きが始まっています。

対象者

(次の全てに該当する方)

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した。
- 令和2年2月以降の所得などの状況からみて、今年の所得が、現行の国民年金保険料の免除基準相当になることが見込まれる。

対象期間

2月分以降の国民年金保険料

【学生以外の場合】

- 2月分から6月分まで
- (7月以降は改めて申請が必要)

【学生の場合】

- 令和元年度分：2月分から3月分まで
- 令和2年度分：4月分から令和3年3月分まで

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送での申請を活用してください。

問・ねんきんダイヤル

☎0570-051109

🌐 <https://www.nenkin.go.jp/>

保険税(料)の減額・免除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は申請により減免を受けられる場合があります。対象と思われる方は問い合わせてください。

対象者

(新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する方)

- 世帯の主な生計維持者(以下「生計維持者」という)が「死亡」または「重篤な傷病」を負った場合
- 生計維持者の事業収入等^{※1}の減少が見込まれ、次の全てに該当する方
 - 生計維持者の令和2年中の事業収入等が、前年に比べて10分の3以上減少する見込み
 - 生計維持者の事業収入等以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下
 - 生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下(介護保険は除く)

※1 「事業収入等」とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のこと(保険金・損害賠償金などによる補てん額の控除後)。

対象期間

令和元年度および2年度の保険税(料)で、納期限が令和2年2月～令和3年3月のもの(年金からの天引きの場合は、年金支払日が基準)

減免額

①に該当する場合 全額免除
②に該当する場合
【国民健康保険・後期高齢者医療制度】
・前年合計所得金額が300万円以下：減免対象額を全額免除^{※2}
・前年合計所得金額が300万円超：合計所得金額に応じて減免対象額を20～80%減額^{※2}
【介護保険】
・前年合計所得金額が200万円以下：減免対象額を全額免除^{※2}
・前年合計所得金額が200万円超：減免対象額を80%減額^{※2}

払日が基準)

減免額

①に該当する場合 全額免除
②に該当する場合
【国民健康保険・後期高齢者医療制度】
・前年合計所得金額が300万円以下：減免対象額を全額免除^{※2}
・前年合計所得金額が300万円超：合計所得金額に応じて減免対象額を20～80%減額^{※2}
【介護保険】
・前年合計所得金額が200万円以下：減免対象額を全額免除^{※2}
・前年合計所得金額が200万円超：減免対象額を80%減額^{※2}

【介護保険】

収入等の割合をかけた金額について減免
事業などの廃止・失業の場合は、合計所得金額にかかわらず減免対象額を全額免除となります。

受付期間

7月中旬以降「保険税(料)決定通知書の到着以降」

問・国民健康保険税

(市)税務課
・後期高齢者医療保険料
(市)医療保険課
・介護保険料
(市)介護保険課

三木税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により国税の申告などが難しい方へ

期限までの申告が難しい方

申告期限を延長する制度があります。延長の申請については柔軟に対応します。申告期限前だけでなく、期限を過ぎた後でも「延長の申請」が可能です。

資金繰りで納付が難しい方

申請により納税を猶予する制度があります。納税が猶予されると、延滞税が軽減や免除されます。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

問・三木税務署

☎82-0501
大阪国税局猶予相談センター
☎0120-527-363



▲ホームページはこちら



上下水道料金の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった方について、次のとおり支払い猶予(延長)をします。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業などになり、上下水道料金の支払いが困難になった方

猶予期間

4月以降の支払期限(納入通知書の納期限、または口座振替)から最長4カ月。

申請方法

市ホームページや窓口にある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

問・申請

三木市水道お客様センター
☎82-2010

